

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会 (中央図書館山田分室跡)
開 催 日 時	平成30年9月18日(火) 午前10時00分から午後12時00分まで
開 催 場 所	市役所別館4階 第4委員会室
出 席 者	会 長：富岡委員 副会長：石田委員 委 員：高橋委員、田岡委員、東郷委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集要項(案)について 2. 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選定基準(案)と選定方法について
提出された資料等の 名 称	資料1 諮問書(写) 資料2 次第 資料3 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会(中央図書館山田分室跡) 委員配席表 資料4 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会(中央図書館山田分室跡) 委員名簿 資料5 中央図書館山田分室跡について 資料6 枚方市小規模保育事業(中央図書館山田分室跡)実施に係る運営法人 募集要項(案) 資料7 枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集に関する提出書類等 及びプレゼンテーションについて(提出書類一式)(案) 資料8 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選定基準(案) 資料9 選定審査の手順について(案) 資料10 今後のスケジュール(案) 参考資料1 枚方市附属機関条例 参考資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準 参考資料3 枚方市情報公開条例
決 定 事 項	・中央図書館山田分室跡を活用した小規模保育事業の運営者選定に関して、募集 要項(案)及び選定基準、選定方法について確認した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	案件1は公開。 案件2は枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含ま れる事項について審議を行うため非公開。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	子ども青少年部 子育て事業課
審議内容	
<p>【事務局】</p> <p>それでは、定刻より少し早い時間ではございますが、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。</p> <p>ただいまから、枚方市子育て支援事業運営者選定審査会を開会いたします。本日は委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。この審査会の会長が決まるまでの間司会をさせていただきます、子ども青少年部次長の菊地と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、委員の出席状況でございますが、ただいまの出席委員は5名でございます。全委員数の2分の1以上のご出席を得ておりますので、本審査会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、後ほど会議録につきましては、皆様でご審議をいただきますが、委員会の会議内容の正確性を期すために、補助的に会議を録音させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、長沢副市長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>【長沢副市長】</p> <p>おはようございます。副市長の長沢でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、本選定審査会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>本市では、安心して楽しく子育てができる環境の充実を目指しまして、妊娠・出産から子育て期まで、切れ目のない子育て支援策に取り組んでいるところでございます。中でも、待機児童対策は喫緊の課題と考えております。この中で、いわゆる潜在的な待機児童も含めまして、通年での待機児童解消に向け、平成31年度当初までに、500人の入所枠拡大を図ることとしており、民間保育園の増改築や、公立幼稚園の余裕教室を活用した小規模保育事業の実施など、さまざまな施策に取り組んでおります。その取り組みの一環として、今回、市有施設の有効活用といった点も踏まえまして、平成30年3月に施設を廃止いたしました中央図書館山田分室跡を活用して、民間事業者による小規模保育事業を実施することといたしました。委員の皆様には、その運営法人の選定に係るご審議をお願いするものでございます。募集要項の内容を初め、書類審査による法人選定作業など、大変ご苦勞をおかけするものでございますが、子どもたちや保護者が安心して利用できる保育施設となりますよう、厳正なる審査をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。</p> <p>【事務局】</p> <p>続きまして、本審査会につきまして、ご説明をさせていただきます。これより着座にて失礼いたします。お手元にお配りしております資料の中で、参考資料1の枚方市附属機関条例をご覧くださいと思います。</p> <p>本条例の別表1、資料の附属機関の中に本審査会がございます。わかりやすいように、別途附箋をつけ</p>	

させていただいているかと思しますので、その箇所をご確認いただければと思います。資料の6ページとなります。

6ページ下から3行目に、本審査会の記載がございまして、網掛けになっているかと思ひますが、左端から名称、担任意務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に規定をしております。本審査会の担任意務は、本市が行う地域子育て支援拠点事業、もしくは、ファミリーサポートセンター事業の運営、または、本市が指定する施設における保育所分園、もしくは、小規模保育事業の運営をする者の選定に関する審査と規定されておまして、今回の審査会では、本市が指定いたします施設、中央図書館山田分室跡での小規模保育事業の運営をする者の選定をお願いするものでございます。

続きまして、本審査会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

資料の4をご覧くださいませすでしょうか。横長の資料で名簿をつけさせていただきます。

(委員紹介)

【事務局】

本審査会は、以上の委員の方々に構成されております。各委員の皆様のお手元に市長からの委嘱状を配付しておりますので、ご確認いただければと思います。任期につきましては、本日から答申をいただくまでとなります。任期期間中、委員の皆様におかれましては、身分上は地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員となります。また、委員には守秘義務が課せられておりますので、本審査会で知り得た情報につきましては、外部に漏らすことのないようにご注意願います。本審査会の庶務につきましては、枚方市子ども青少年部子育て事業課で担当いたします。

ここまでのご説明で何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、冒頭、副市長からご挨拶させていただきましたが、続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

【事務局】

続きまして、資料の確認をさせていただきます。先ほど、幾つか資料を見ていただきましたけれども、綴じております資料をめぐっていただきまして、資料1につきましては、後ほどご説明させていただきます。資料2がお手元にあるかと思ひますが、資料2、本日の審査会の次第でございます。次に、資料3、「枚方市子育て支援事業運営者選定審査会委員の配席表」でございます。次に、資料4、先ほどご覧いただきました委員名簿でございます。資料5といたしまして、「中央図書館山田分室跡について」でございます。資料6、「枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集要項(案)」でございます。資料7、「枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集に関する提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)(提出書類一式)」でございます。資料8、「枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選定基準(案)」でございます。資料9、「選定審査の手順について(案)」でございます。資料10、「今後のスケジュール(案)」でございます。次に、参考資料といたしまして、先ほどご覧いただきました参考資料1、枚方市附属機関条例でございます。続きまして、参考資料2、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の解釈・運用基準」でございます。最後に参考資料3、枚方市情報公開条例でございます。大部となっております。過不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第5の会長の選出に移らせていただきます。

改めて、参考資料1の枚方市附属機関条例をご覧いただければと思います。

1ページ目の第4条の規定に会長を置くこととし、会長は委員の互選により定めることとしております。会長選出につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

互選といいましても、皆様、今回初対面という方もいらっしゃるかと思いますので、なかなか難しいかと思えます。もし、よろしければ、事務局から案をお示しさせていただきますとご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【事務局】

異議なしの声いただきましたので、それでは事務局案といたしまして、これまでも本市の各委員会、審査会でご協力いただいております富岡委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、富岡委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、恐れ入ります。会長、会長席のほうに移動していただけますでしょうか。

【会長】

会長を賜りました大谷大学の富岡です。よろしくお願いたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、ここで諮問書をお渡しいたします。恐れ入りますが、会長、その場でお立ちいただければと思います。長沢副市長から諮問書をお渡しさせていただきます。

【長沢副市長】

中央図書館山田分室跡の一部を活用した小規模保育施設を設置・運営する法人の選定について諮問をさせていただきます。枚方市附属機関条例第1条第2項の規定に基づき、中央図書館山田分室跡の一部を活用した小規模保育施設を設置・運営する法人の選定に関する審査について貴審査会に諮問をいたします。平成30年9月18日、枚方市長 伏見 隆。よろしくお願いたします。

【会長】

ただいま長沢副市長から諮問をお受けいたしました。しっかりと会議の運営を進めていきたいと思しますので、委員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、座らせていただきたいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、ただいま諮問書を会長にお渡しさせていただきました。諮問書につきましては、皆さんに写しを資料1としてお配りしておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。なお、大変恐縮ではございますが、長沢副市長はこの次の公務がございますので、ここで退席とさせてい

たきます。よろしくお願いいたします。

【長沢副市長】

どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。

【事務局】

それでは、以後の進行につきましては、附属機関条例第5条第1項に基づきまして、会長が議長となりますので、会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

はい、ありがとうございます。それでは、審議を進めてまいります。

まず、附属機関条例第4条では、会長が会議の出席に支障を来した場合を想定し、あらかじめ職務を代理する副会長を置くことが設定されており、同条第2項で会長が必要と認める場合は会長が指名できることになっております。私が会議に出席できない場合の代理として、副会長に委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ご異議がないようですので、副会長は石田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、会議を進めていきます。まず、本会議につきましては、公開とするか、非公開とするのか。公開の場合は、会議の傍聴を認めることとなりますが、この点について確認したいと思います。それでは、公開、非公開について事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、参考資料2をご覧ください。着座にてご説明させていただきます。

参考資料2の枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準をご覧ください。

3ページになりますが、3ページの第3条で審議会等の会議につきましては、原則公開することとしておりますけれども、同条ただし書きで(1)から(3)号に該当する場合には非公開とすることができるとしております。

次に、参考資料3の枚方市情報公開条例をご覧ください。

2ページの中ほどになりますが、第5条第1項のところで、公開請求があった場合には、次の第1号から第7号まで列挙しております非公開情報が含まれる場合を除き公開しなければならないと規定されております。これらの中で、本会議では参考資料3の3ページのところの最上部、第3号の法人等に関する情報といたしまして、法人内部の経理、人事等の内部管理に関する情報を取り扱いたします。また、中段第6号の審議、検討、または協議に関する情報として、例えば、具体の法人選考基準を定める場合であるとか、法人選考、書類審査及びプレゼンテーションを行う場合は、これらの事由に該当いたします。加えて第7号の事務、または事業に関する情報といたしまして、先ほどと同じく具体の法人選定基準を定める場合などが該当するものと考えられます。

そのため、まず案件1につきましては、法人の公募に係る募集要項について審議を行っていただくものでございますけれども、これらにつきましては、先ほどの非公開事由に該当しないものと考えております。

次に、案件2の選定基準と選定方法につきましては、先ほどの非公開とする事由に該当するため、非公開とすることが適当と考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

【会長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思ひますが、選定手続を進めていく上で、公平性の観点などから非公開とすることが必要な事案もあります。そのため、案件1の運営法人募集要項についての審議は公開とし、案件2の選定審査会選定基準と選定方法についての審議については非公開とするのが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

【委員】

すみません。その際、委員名は公開されるんですか。

【事務局】

その件につきましては、また後ほどご確認させていただきますので、よろしくお願ひします。

【会長】

では、まず一旦はこのまま進めさせていただこうと思ひます。基本的には、まず案件1は公開。それから、案件2を非公開というような形で、一旦は整理をさせていただけたらと思ひます。

続きまして、本会議の会議録についての説明を、事務局からお願ひをしたいと思います。

【事務局】

はい。そうしましたら、再度、参考資料2の枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準をご覧ください。

8ページになりますが、8ページの第6条では、会議の公開、非公開にかかわらず、会議録を作成することを定めております。また、同条第3項に会議の名称等、会議録に記載する事項を定めて、第4項に発言者、発言内容を明確にして記録することとされておりますので、各会議の終了後に、事務局で会議録を作成いたしまして、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録とさせていただきたいと思ひます。ただし、発言者の記載につきましては、今回のような利害関係の発生する審議内容においては、全て発言者名を公表いたしますと、活発な意見交換に支障を来すおそれがあるということから、会長、もしくは、委員といったような記載によることも可能であると考えております。

次に、資料の11ページをご覧ください。

第7条の会議録の公表についてですけれども、会議録は原則公表となっております。ただし、先ほどの会議の公開のところでご説明いたしました第3条第1項の非公開事由に該当する会議の会議録につきましては、非公開とできることが定められております。ただし、情報公開制度の趣旨に鑑みますと、可能な限り公開すべきものであると考えておりますので、本審議会の答申を受けまして、事業者の決定後に公表という取り扱いをしてはどうかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましており、会議後に会議録を作成す

ることになります。委員名、発言内容等を事務局で会議録案として作成し、各委員の確認を経た上で作成するということになるかと思えます。また、より活発な意見交換を行うために、委員名については会長、委員と記載することとし、会議録につきましては、事業者の決定後に公表することが適当と考えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に、本日の資料の取り扱いについて確認をしたいと思しますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

そうしましたら、先ほどご確認いただきました会議資料の中で、資料6「枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集要項（案）」及び資料7「枚方市小規模保育事業に係る運営法人募集に関する提出書類及びプレゼンテーションについて（案）」、資料8「枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選定基準（案）」、資料9「選定審査の手順について（案）」、資料10「今後のスケジュール（案）」につきましては、これから募集要項や審査基準の考え方をご審議いただくに当たりまして、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることについては、公平性の観点から支障があると考えますので、これらの資料につきましては、会議終了後、次回の会議まで事務局でお預かりさせていただきたいと考えております。それ以外の資料につきましては、お持ち帰りいただいても支障がありませんけれども、次回の会議に、またお持ちいただくというお手間もごさいます。資料につきましては、事務局で、委員ごとにバインダーに綴じさせていただきます。次回、会議開催まで保管させていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、資料は会議終了後、次回会議まで事務局でファイルに綴じて預かるということになりますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に2回目以降の会議の公開、非公開について確認したいと思しますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。今後の会議の案件につきましては、法人選考に大きく影響を及ぼす内容でございしますので、意思形成過程にあたるということから、冒頭に会議の公開、非公開の際にご説明させていただきましたように、以降の会議につきましては、非公開でお願いいたします。また、議事録や資料につきましては、答申後に公開いたしますけれども、会議の概要につきましては、本日の会議終了後、枚方市のホームページに掲載したいと考えております。なお、確認したい点がここがございます。先ほどございました、委員名簿の取り扱いについてでございますけれども、原則は公開することとなっておりますけれども、委員名を公開することで、審議への影響が出るとか、活発な意見交換に支障が出る場合などにつきましては、非公開としている例もございます。本審議会の委員名簿について公開しても差し支えないかどうか、ご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

【会長】

はい、ありがとうございます。先ほどの委員のご質問ともかかわると思いますが、事務局から次回以降の会議について非公開とする旨と、委員名簿の取り扱いについての説明がありました。委員名簿は原則公開とのことですが、このことについてのご意見いかがでしょうか。

【委員】

基本的には、答申を出した後の公開が望ましいかと思います。というのは、審議している過程で名前が出ていないとは思いますが、応募した事業者から何らかの圧力というか、そういったものがかかる可能性があるのでは、終わってからの公開がいいんじゃないかと思います。

【委員】

原則、公開されるのであれば、時期はお任せいたします。必ず公開されるということであればいいかと思っております。

【会長】

それでは、委員名簿を公開すると今お話がありましたように、公平な審議や活発な意見交換に支障があると認められますので、一旦は非公開とさせていただこうと思います。ただし、事業者決定後には公表可能と考えますが、それでよろしいでしょうか。

では、会議運営事項の確認はこれで終了いたします。

本日の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

【事務局】

本日は傍聴者はおられません。

【会長】

はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、次第8、案件の審議に入りたいと思います。まず、案件1、「枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集要項（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

なお、より審議を深めるために、資料説明を一括で行うのではなく、区切りのよいところまで説明していただき、その都度、審議していただくということではいかがでしょうか。

【事務局】

それでは、募集要項（案）のご説明の前に、今回、小規模保育の事業者を選定いただく中央図書館山田分室跡の施設について、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料5をご覧くださいませでしょうか。

中央図書館山田分室跡は、所在地は枚方市都丘町というところにございまして、関西外国語大学の近く、市のほぼ中央に位置しております。建物の建築年月、構造、面積等は資料の1番に記載のとおりでございます。この施設は建築当時、市内5番目となる市立山田図書館として開設されまして、平成17年には近くに中央図書館が開設されたことに伴い、規模を縮小しまして、中央図書館山田分室となりました。そして、昨年度末に図書館分室が廃止され、その跡地活用の1つとして、待機児童対策のため、小規模保育事業を実施するといったことになったものでございます。

その下には、大まかなイメージをつかんでいただくためということで、施設の外部、内部の写真を掲載しております。この内部の写真につきましては、図書館分室時代の写真ということになります。ちょうどこの建物内部として掲載している部分が、今回、小規模保育事業を実施する箇所となっております。資料の裏面に参考に周辺の位置図と各階の平面図を合わせて載せております。建物1階部分の網掛けをしております部分、約130平方メートルを小規模保育事業として活用する予定でございまして、ちょうどこの網掛

けをしているところが表面の写真の箇所に該当するというものでございます。

すみません。大変簡単なんですけども、施設についてのご説明は以上とさせていただきます、続きまして資料6、募集要項（案）について、順にご説明をさせていただきたいと思っております。資料6をご覧ください。

まず、タイトルの下のところですけども、冒頭に待機児童対策の一環として、今回、法人募集を行うという趣旨を記載をさせていただいております。その下1番では、小規模保育事業の実施場所として、先ほど見ていただきましたとおり、指定場所について施設の概要を記載しております。2番では、実施する事業区分を。3番では、実施時期をそれぞれ規定をしております。4番の実施条件ですが、(1)で上記指定場所については、5年間の無償貸与とすることと、事業の継続に支障がない場合には、更新も可能であることを規定をしております。(2)では、小規模保育事業実施に係る施設の改修について記載をしておりますが、かなり具体的な内容も含んでいきますので、ここでは改修について募集要項に定める考え方についてご説明させていただきます。

今回、小規模保育の実施に必要な施設改修につきましては、諸手続等も含め、全て法人が行うことを想定しており、設計、施工に当たっては、市施設との複合施設となるということも踏まえまして、十分な安全対策、セキュリティ対策を求めるとともに、今後の維持管理において支障が出ないよう、国土交通省が定める公共施設の標準的な仕様に準拠して改修を行うことを求めていく予定であり、そういった内容を①から④までの各項目に記載をしております。ただし、改修で求める内容全てを募集要項に記載することはできませんので、詳細につきましては、今後、事業者との協議などにより、詰めていく部分もあると考えております。

次に、資料の2ページに進みますが、2ページ下部の(3)でございます。(3)では、送迎時の安全対策という観点から、敷地内の指定場所での駐車場、駐輪場の確保と、必要に応じ警備員の配置等の対応を求めるものでございます。(4)番では、市条例等の関係法令の遵守について規定をしております。

駆け足ですけども、3ページに移りまして、(5)番、施設の維持管理につきましては、光熱水費等や日常的な維持管理、修繕、保険の加入などは法人負担によること。施設に損害を与えた場合の修繕義務や緊急時には、速やかに対応できる体制の整備などについて規定をしております。(6)では、法人が行う施設改修に対しまして、市は3,200万円を上限に補助を行うこと。また、開設準備費としまして、必要な備品購入等の経費としまして、19人定員の場合で190万円を上限に補助を行うことを定めております。(7)番では、シックハウス対策について。(8)では、事業の実施に当たっての地域への説明等、誠意ある対応について。(9)では、小規模保育事業を廃止した場合の原状回復について、それぞれ記載をしております。

ここまでで、一旦ご説明を区切らせていただきます。

【会長】

はい。では、運営法人募集要項（案）について審議を行います。資料6の1から今の説明のあたり、4の実施条件まででご意見のある方はおられるでしょうか。

【委員】

一応、確認ですけど、3ページの(8)ですけども、地域住民に説明を行うなどありますけれども、ここに小規模が建つということは、もう既に住民の方の承認はある程度いただいているということですか。それとも、今から小規模を建てますのでという説明までも事業者がやらないといけないんですか。

【事務局】

いや、一定説明はさせていただいております。

【委員】

校区としましては、西本課長ですかね。たびたび来ていただきまして、一応説明は受けております。

そのときなんですけど、この2ページ目の(3)ですね。駐車場の確保等のという、この辺がやっぱり子どもたちの小学校の通学路にもなっていますので、子どもたちの安全はということで、もうかなり地域からは意見出ておりました。

【委員】

はい、わかりました。

【事務局】

駐車場等につきましては、すみません。募集要項の7ページに参考資料を添付しておりまして、そこにまた平面図、配置図を載せているんですけども、丸囲みで斜線を付してるところ、ちょっと見にくいんですけども、施設の前側と後ろ側になるんですけど、そこに一応場所は確保しておりますので、ここで駐車場、駐輪場を整備していく予定でございます。

【委員】

子どもの安全だけがね。ちょっと校区としても心配なので、その辺をしっかりといただけたらと思います。

【会長】

はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。

じゃあ、また、他にもあったら出てくるかもしれませんが、一旦は進めさせていただきたいと思います。続いて資料6の5、応募資格及び条件についてのご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして資料6の3ページの末尾からでございますが、応募資格及び条件のところから説明させていただきます。

(1)としまして、平成30年4月1日現在で、枚方市内において認可保育所、または認定こども園を運営している社会福祉法人、または学校法人であることを条件としております。

4ページに移りまして、(2)としまして、小規模保育事業を実施、運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

(3)として、法令通知などを遵守し、法人自らが運営すること。

(4)としまして、枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。

次の(5)、(6)につきましては、理事長と施設管理者に求められる資質について定めている項目でございます。

(7)につきましては、保育所運営についてですが、①の定員について一、二歳児で19人定員を基本に市と協議することとしております。②、③では、退所時間及び休所日につきましては、通常の保育所と同様の運営を求めています。④では、施設として原則小規模保育事業以外には使用しないこと。⑤では、

事業運営については、枚方市条例等を遵守することを定めております。⑥では、法人が運営する保育所、認定こども園を連携施設とすること。⑦では、保険制度の加入について。最後⑧としまして、危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じることを規定しております。

次に（８）、保育内容等についてですが、①番の保育内容については、保育所保育指針を基本とし、保育過程、指導計画作成し実施することといたします。②では、障害児保育について積極的に実施を検討すること。③では、給食は自園調理、または連携施設からの搬入とし、アレルギー対応を行うこと。④では、健康診断について。⑤では、保育の質の向上に努めるとともに、園行事、食育、連携施設との連携内容等について法人の考えを示すことを求めています。

次に、（９）の職員についてです。①では、保育士の配置については、枚方市条例を遵守することと、②では、保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすることを求めています。

（１０）番では、小規模保育の運営に当たっては、保護者及び地域に対し、誠意をもって対応することを求めています。

５ページに移ります。

５ページの６番、その他としまして、法人選定後の届け出等について記載をさせていただいております。

次の７番では、応募の受付期間、場所、書類の提出部数などについて規定をしております。受付期間については１０月１９日から１０月２４日を想定しております。

８番の提出書類につきましては、後ほど別に資料７で説明させていただきますので、ここでは説明を省略いたします。

９番の現地見学会につきましては、応募を検討する際の参考としていただくため、開催するもので、合わせて提供図面を配付することなどを予定しており、応募に当たっては見学会の参加を条件とする予定でございます。

続きまして、６ページですけれども、募集要項に対する質問等の取り扱いや、法人の選定や決定について記載をしております。選定基準等につきましては、この後、案件２でご審議をいただきますが、法人選定については、書類審査及びプレゼンテーション審査により行いまして、法人が１法人の場合は、市が求める基準を満たしていれば、その法人を選定することとし、複数者の応募があった場合は、総合的に最も評価の高い法人を選定することといたします。末尾に参考資料としまして、施設の付近見取り図、配置図、平面図、また、小規模保育事業に関する施設や、職員配置について定めた市条例を添付しております。

資料６、募集要項（案）についてのご説明は以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございました。では、皆さん、応募資格及び条件以降でのご意見はありますでしょうか。いかがでしょうか。

【委員】

すみません。ちょっといいですか。５ページの申し込み受付及び場所の（１）番の受付日時というのが、１０月１９日から２４日で約５日間ですが、これぐらいの日にちでいいんですか。

【事務局】

そうですね。募集要項自体は、会議が終わりまして今月末には公表をする予定にしておりまして、そこから法人に検討なり書類作成をさせていただいて、提出を受け付ける期間がこの期間ということになります。

ので、ひと月程度は期間はとっているかなと思います。

【会長】

いかがでしょうか。何かお気づきの点や、お考えの点はございますでしょうか。

【委員】

募集要項の公表って、いつ言うてはりました。

【事務局】

資料 10 にスケジュールの案がございまして、今のところ予定では9月の28日のところに応募書類の配付開始ということになっています。

【委員】

28日に配付を開始して、書類を準備して、受け付けを。

【事務局】

受け付け終了が10月24日。

【委員】

この期間でやるということですかね。

【事務局】

はい。

【委員】

これはある程度、今、枚方市内にあるこの保育所、認定こども園の方は、こういう募集があるということは、ある程度今の段階で知っていて、募集要項が出てくるのを待っているというような状況なんですかね。というのは、28日に公表されて、実質的な締め切り、応募する締め切りは10月3日ですよ。見学に行くか行かないかっていうのを申し出ないと、ここで申し出なかったら、もうあと申し込みできませんよ。ということは、実質決定するのは、応募書類が出てから3日間ぐらいで決定しなあかんわけですけども、もうある程度、今の段階で保育所の方が知っていて、もう応募しようと思う、心持ちがあるっていうのであれば、まあ出たらすぐ申し込みって、募集要項出たなっていう感じだと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

【事務局】

今回のこの小規模保育事業、公共施設を使って、そこを民間事業者さんについていうところにつきましては、既に議会等にもご説明はさせていただいてまして、各施設さんそれぞれにその具体的なこんなことをやりますよというようなご案内とかっていう形ではとってはおりませんが、一定、議会関係等々でもそういった形で事業を実施していく予定があるというところでは、ご案内と言いますか、ご説明をさせていただいてますので、全く知らないということではないかと思えます。ただ、それを各法人さんなりがどのようにして受けとめておられるのかというのは、ちょっとこちらでは把握はしておりませんが、

全然今回初めて出てくるお話ということではないということで、こちらは認識しております。

【委員】

ということは、今は市議会では話題にしてるってということですか。枚方市議会で。

【事務局】

議会のほうには、こういった形で事業を進めていく予定であるという、考えているというところではご説明はさせていただいております。

【委員】

応募資格の1は、別に地域は限らないわけですね。社会福祉法人とか学校法人とか、どこの地域の。

【事務局】

そうですね。市内、枚方市内ということ。

【委員】

枚方市内ですね。枚方市内でという。

【事務局】

はい。

【事務局】

すみません。市内のそういった施設につきましては、私立保育園につきましては、法人さんのほうで、団体と言いますか、園長会というのをやっておられますので、その場で市のほうとしてこういったご説明、事業の展開を検討していますということのご案内は、直接やってないということで、先ほど申しましたけども、説明はさせていただきます。

【事務局】

20日の日に、今月20日に園長会がございますので、その場で一定、今日も審査会もしていただいたこととすし、ここで一定募集要項が決定されるということですので、そこで、一定こういうことを市でこれから募集をしますという、説明はできるかなと。20日は保育園だけなんですけど、その次の週に、認定こども園の園長会もがございますので、それぞれで説明する機会はあるかなというふうに、はい。

【会長】

今お話があったように、まずは一定、枚方市さんとしては、いろいろとさまざまな形で公表はされてると。具体なところで言うと、近々の9月の20日。それから、その次の週あたりで園長先生、各保育園、認定こども園さんの園長先生にご説明があるというようなスケジュールのようです。ちょっとタイトなスケジュールではありますが、全く知らない状況下ではないのではないかなとは思いますが。

ちょっとあと1点心配なのは、地震とか、あるいは、台風とかの被害もありましたので、実際どれぐらいの園の方が手を挙げていただけるかなというところはあるかと思いますが、情報としてはきちんとご説明をいただいているということかなと思います。

【委員】

見学に来て、応募しないという選択もありということですね。

【事務局】

はい。

【会長】

先へ進めてもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、続いて事務局から、資料7「枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集に関する提出書類及びプレゼンテーションについて（案）」の説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、本募集要項に基づく提出書類のご説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。

応募法人から提出を求める書類といたしましては、1から12までの項目がございます。資料1から8までについては、それぞれの内容について所定の様式に記入の上、提出いただくものとなっております。添付の9から12までは、法人で作成されている経理書類等を提出いただくものとなっております。

各様式は、先ほどご説明させていただきました募集要項で求める内容等について、法人の考え方を記載していただくものとなっておりますが、最後の様式8につきましては、提案内容概要書というタイトルとなっておりますが、これにつきましては、様式1から7までの記載内容や、各添付書類で確認をする内容について、項目ごとに簡潔にまとめた様式となっております。書類審査を行う際に、この様式を見れば、各評価項目の概要が確認できるといった様式となっております。

資料7の2番以降については、プレゼンテーションや書類の提出方法等、先ほどの募集要項の内容と重複する形になっていきますので、省略をさせていただきます。

提出書類については、次回審査会でも書類審査の前に選定基準等とも合わせまして、改めてご説明をさせていただきます。予定にはしておりますので、大変簡単ですが、資料7の提出書類等の説明は以上とさせていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございました。それでは、資料7についてご意見ありましたらお願いいたします。

【委員】

すみません。資料7の提出書類の下の貸借対照表及び決算書は、平成27年度から29年度分ってなっていますけど、29年度分というのは30年3月締めっていいんですか。

【事務局】

はい、そうです。

【会長】

いかがでしょうか。資料7についてはいかがでしょうか。ほか含めて案件1全体についても含めて、これまでのところでご意見、ご質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。

私から1点なんですけども、先ほどもちょっと話ありましたスケジュールがなかなかタイトだとは思

んですが、保育園さん、認定こども園さんへの説明っていうのがあったんですけど、幼稚園さんへのご予定はいかがなものですか。一応、学校法人さんも対象になっているので、その辺は幼稚園さんへのご説明のご予定とか何かありますか。

【事務局】

今回の募集要項の案の中では、基本的には、例えば保育事業。例えば、学校法人さんであれば認定こども園っていうところで、事業のご経験のあるところといいますか、実施をされるるところというところでは、ちょっと今回は対象には入れさせてはいただけない案にはなっております。

【委員】

すみません。資料7の様式1なんかでいうと、運営施設についてはもっておられたら、当然これ枠を広げる、2枚とかになっているわけですね。

【事務局】

はい。

【委員】

ほかの書類はこの枠内で書く様式なんですか。つまりたくさん書きたいけど、この枠で書けないから広げていいかというような質問が出てきたときには、いえいえ、この枠でおさめてくださいということなのか、いや、広げていいですよということ。一応、質問が来たときのためにと思ったのですか。

【事務局】

例えば、様式4なんかは、たくさんの項目を1つの様式にまとめて書いてもらうような形になってまして、ちょっと様式のところは欄がかなり小さくしているところもありますので、そこは法人さんのお考えとして、多少広げてとか、調整をしていただけるっていうふうには思っております。

【委員】

でも、この1枚にはおさめ、例えば、1ページに書いてある4つの項目は1ページでおさめてもらいたいという。

【事務局】

ただ、まあもう書き切れないということであれば、2枚にわたっていただくところは結構かと思えます。ただ、あんまりこうだったら長くなったら、逆に、こう評価としてどうなのかというところはありますので、簡潔に書いていただいた上で、書き切れない分については、列をふやしていただくかという調整は可能かと思えます。

【委員】

すみません。この資料7のこの提出期間及び提出場所っていうところの3番目に部数 10 部っていうのは、関係機関に出されるっていうことですか。10部必要っていうの。

【事務局】

一応、10部というのは、この会議で委員さん用として、まず5部が必要だとは思いますが、あと事務局用として5部程度ということで10部という設定にさせていただいております。

【会長】

いかがでしょうか。案件1に関して、何か修正したほうがいいのか、まあそういうようなことは特になかなかとは思いますが、いかがでしょうか。

【会長】

はい、ありがとうございました。それでは、案件1に関しては、特に修正等もなく、このまま進めていただくということでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次に、案件2「枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選定基準（案）と選定方法について」のうち、選定基準（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、選定基準（案）についてご説明させていただきます。資料8の選定基準（案）をご覧ください。

表の一番上に各項目名が記載されておりますが、右から2番目の一番幅の広い項目で、「確認する内容」という欄がありますが、ここにつきましては、先ほどご確認いただきました募集要項の内容を細分化して記載をしているものとなっております。

選定基準といたしまして、募集要項の内容を、大きな事項として「1. 応募法人の経営等に関する事項」から「5. 施設整備計画に関する事項」までの5項目に整理をし、このくくりの中に、それぞれ募集要項の内容に応じた確認事項を設けております。この確認事項については全部で30項目ありまして、左端に1から30までの通し番号をつけております。

左から2番目の列につきましては、見出しに「募集要項」と書いておりますが、先ほどご説明いたしました、募集要項の中で関連する項目の番号を示しております。例えば、番号3番ですけども、ご覧いただきますと、「過去3年間の経営状態が安定しているか」というふうになっております。その募集要項の欄には5の（2）となっております。

お手数なんですけども、資料6募集要項の4ページをご確認いただけますでしょうか。3ページから5番の応募資格及び条件というのが続いてきてるわけなんですけども、4ページの一番上の（2）を見ますと、「小規模保育事業を実施・運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること」とあります。この欄は、選定基準と募集要項を見比べていただくときの目次として、こちらのほう見ていただければ、確認する内容が募集要項のどこの項目に書いているかというのわかるように関連づけたものとなっております。

続きまして、左から3番目の欄ですけども、確認書類等と書いております。確認していただく内容が、提出書類のうち、どの書類、様式に示されているのかを表示しております。これも先ほどと同じく3番の項目を見ていただきますと、過去3年間の経営状態というところですが、様式7と提出書類の9から11と書いてありますが、様式7というのは資金計画書ということになっております。また、添付書類の9から11ということで、過去3年分の会計関係の書類を出していただくということになるんですけども、そういった書類を確認することで、この経営状態というのが確認できるということが示されております。

先ほどご説明いたしました資料7の提出書類の各様式にも左端にある要求事項番号と同じ番号をつけておりますので、審査のときに、どの様式に法人の考えが記載されているのかを探すときに、こちらのほうも目次として活用いただけるような形となっております。

次の左から4番目の項目ですけれども、これは事項区分と書いておりますが、各項目が確認事項、提案事項のいずれであるかを表しております。この確認事項と提案事項の違いですが、例えば、確認事項は、募集要項で、「過去3年間の経営状態が安定しているか」などと条件をつけている項目がございますが、その条件を満たしているかを確認していただく項目が確認事項となります。

これに対して、提案事項では、一番下の30番なんかを見ていただきますと、例えば「警備員の配置や近隣駐車場の借り上げなど、送迎時の安全対策や路上駐車対策が提案されているか」といったように、法人に検討を促し、対応についての考えや提案を聞くといった項目が、これに該当してきます。

最後に一番右の配点の欄ですが、配点は、原則、各項目2点、1点、0点を基本に採点をしていただきます。

採点については、一番下の囲みの「採点にかかる注意事項」というところをご覧ください。

まず、確認事項を満たしている場合は、1点といたします。また、確認事項を上回る場合は、2点。確認事項を下回る場合、つまり基準を満たしていない場合は0点といたします。そのため、確認事項では1点が標準となります。また、中には1点のみを表示をしている項目がありますが、これは必須事項としており、必ず実施していただかないといけない項目となりますので、実施をするということが確認できれば、1点の評価となります。例えば、番号の8番ですけれども、「開所時間は7時から19時となっているか」や、9の「小規模保育事業の休所日は日・祝・年末年始のみとされているか」といった項目がそうならいば1点ということになります。

次に、提案事項の採点では、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案がすぐれていれば2点としております。また、提案事項につきましては、基本的に0点を標準としております。なお、提案事項は、全部で5項目ございます。また、配点欄全体を見ていただきたいのですが、各項目で基準となる点数に網掛けをしております。例えば、確認事項では、1点に、提案事項では、0点に網掛けをしています。

採点に際しましては、確認書類等の欄に示している様式等の内容を確認後、採点をしていただきますが、提出書類の様式8に提案内容の概要書がございますので、まず、この書類を、様式8を確認いただき、さらに詳しく内容を知りたいという場合には、各様式等に戻っていただいて確認をいただくという流れで採点をしていただくと、よりスムーズに行っていただけると考えております。詳しくは、また、次回の審査会でも実際の採点をいただく前に、ご説明させていただきます。

次に、資料8の一番下をもう一度ご覧いただきたいんですけども、囲みの中に配点についてというところがございますが、この30項目全て満点の場合は56点。56点満点となります。

次に、その下のところですが、仮に確認事項は全て満たしている。つまり全て1点であったけれども、提案事項で提案がなくて加点が0点の場合。つまり全項目が基準となる網掛けの点数であった場合は、合計で25点となります。各委員の採点がこの点数、25点を上回っていれば最低限とはなりますが、市の求める基準を満たしていると判断できることとなります。

大変簡単ですけれども、資料8、選定基準についてのご説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。項目が30項目にもなりますし、採点というか、選定の方法あるいは、見方、ちょっと複雑かなと思いますのでご確認いただいて、また、ご質問等あれば随時していただければと思

いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

【委員】

すみません。資料8ですけど、例えば、20番とか21番でしたら、配点のところの0点のところにならぬように網掛けがしてあるんですが、この0点のところにならぬように網掛けがしてある意味ってというのは、何か説明がありましたかね。

【事務局】

提案事項ということになりますので、0点にならぬように網掛けをしているのが。まず、提案が何もされてなければ0点ということになります。

【委員】

別に網掛けは、そんな深い意味はないんですか。

【事務局】

一応基準点が、確認事項については最低限といいますか、基準を満たしていれば1点。

【委員】

基準にならぬように網掛けをしてあるんですか。

【事務局】

はい、そうです。超えていけば2点で、満たしていなければ0点になるんですけども、提案事項の場合には、提案がないのが基準って言ったならあれなんですけども、何もなければ0点。提案の度合いによって1点、2点と加点がされていくという考え方になります。

【委員】

すみません。資料8の番号で言うたら8、9、10と24の項目っていうのが1点しかついてないわけですが、これは満たしていなかった場合は、プレゼンテーションで確認と下に書いてあるんですが、これ満たしてなかったら、当然事業ができないわけですよ。これプレゼンテーションで確認する内容ですか。それとももう市が書類見た時点で、もう受け付けられないということになる項目じゃないんですか。そもそもプレゼンテーションに乗らないんじゃないんですか、本来であれば。というのと、もし、プレゼンテーションで確認するなら、これ19時になっていますか、どうですかって聞いたときに、いや、そこに書いてあるとおりにですって言われたら、もうその時点でプレゼンテーション打ち切るんですか。いや、やってくさいってこっちから説得するんですか。

【事務局】

書類が一旦出てきた時点で、その必須項目を、例えば、満たさない書類が出てくるかということなんですけど、もし、そういう形で出てきましたら、事前に事務局でチェックをする中で、そこは募集要項の内容を、この部分満たしてませんよというのは、法人さんに投げかけまして、そこで修正が返ってくるのか、いやいや、もうちょっと19時までできませんということのお話があるのであれば、ちょっと条件と合いませんねっていうような話は、事前に事務局と書類提出があった段階で、法人とお話はさせていただ

かないといけないのかなとは思いますが。

【委員】

もし、間に合わなかった場合、プレゼンテーションはするんですか。

ここに点数がつけられないような人たちが、プレゼンテーションの段階で上がってきて、プレゼンテーションで確認してくださいねって言われることがあり得るんですか。

【事務局】

そこは、できるだけ、そういうことにはならないように、事務局で事前の調整はさせていただきたいなとは思っています。

【事務局】

当然、応募園としても、そういう条件を満たさなくて、そこで実際にプレゼンテーションをやった場合に、そういう条件を満たしてないということがあれば、そこでもう失格というか、まあ基準を満たさないということで除かれてしまうということになりますので、そういったことが、プレゼンテーションに来ても意味がなさなくなりますので、その前に一定、事務局で内容は確認させていただいて、プレゼンテーションも参加できるのかどうかという判断はさせていただきたいなというふうには考えてます。

【会長】

これに関しては、私の理解なんですけど、恐らく応募されてきたところで一定見ていただいて、そこから各園さんに足りないところは、ご指導なり、あるいは助言等をしていただくんだと思うんですが、いわゆるこの委員会として、委員として、その必要な項目ですよ。いわゆる確認として、ここはちゃんと見ましたというような項目かなというような理解でよろしいですかね。ちゃんと私ども全員がこの項目は委員会として確認はしましたというところで、確認の項目として丸をつけるというような内容でよろしいですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

そうすると、11番なんかは、同じように確認の項目ではないんですか。これ、この保険に加入することってというのが条件になっているので、ここ0点なんてあり得ないのではないんですか。

【事務局】

必ずこの保険に入ってくださいということで、確かに0点、入ってないというのは。ただ2点というのが、この保険にも入ってるけど、さらに手厚い保険というんですか、園独自で。

【委員】

2点はわかるんですけど、さらにいい保険とか、さらにもっとプラスしてますよと。

【事務局】

そうです。

【委員】

でも、0点っていうのは失格なんじゃないんですか。しかも、この保険っていうのまで募集要項で指定しているわけですよね。何らかの保険に加入することじゃなくて、この独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入することとまで書いて、保険に加入することじゃなくて、この保険に入ることって書いてあるわけですから、これに入ってなかったら失格ですよね。ここに0点がついたら、もうその時点で終わりじゃないんですか。原則かどうかを書いてないわけですから。これに変わるほかの保険に入ってるんですよっていうのでゼロが想定されているのか。

【事務局】

この保険に関しましては、多分ちょっとこの募集要項が、これとは別に、枚方市が公立保育所の民営化というのをやっております、その中で、特に保護者から継続性を求められるので、保険が変わると違う保険でちゃんと補償されるのかっていうちょっと不安が起こるということで、民営化の法人選定のときは、この保険は必ず加入してくださいという、そういう条件だったんですが、今回、この小規模で募集するに当たっては、運営自体はもう民間でやっていただくということで言いますと、必ずしもこの保険じゃないといけないという理由はないのかなと。いわゆる賠償責任保険、何らかの形で加入すれば、そこは何かあった場合に、もちろん保険対応っていうのは、それは最低限必要だと思うんですが、だから今、委員がおっしゃられたように、例えば、原則としてとか、等のそういった保険制度に加入するとか、そういった言い方のほうが、むしろこの選定審査会の募集要項の中では、そちらのほうが適切かなというふうには思います。この保険は一般的に公立保育所はそうなんですけど、学校ですね。義務教育の小学校とか中学校で一般的に加入している保険制度なんですけども。

【委員】

今の枚方の私立保育園なんか、大体これに入っているんですか。それ以外を使っているんですか。

【事務局】

はい。入っているところもありますし、全く民間の損保会社の保険に入っているところもあります。

【委員】

そうですよね。となると、そっちの方の人たちは、今まで自分の法人が入っているところを継続して使いたいわけですよね。これに限定されてしまうと。

【事務局】

そうですね。

【委員】

だから、やっぱ等とか何か、これ先ほどの説明でよくわかりましたけど、民営化のときに使ってたっていうのはよくわかる。

【事務局】

そうです。

【委員】

てことは、今回の募集に関しては、ちょっとここ等とか原則としてとか、何か変えるほうが、今何かわざわざ民間の保育所が入ってる保険をもう一つ、増やさなあかんみたいな解釈になっちゃうので。

【事務局】

そうですね、はい。そこは対応させていただきます。

【委員】

まず、そういう賠償保険に入ってることっていうことが条件になると、もう8、9、10と同じような項目になるのかな。

【事務局】

確認だけという。

【委員】

確認だけとか、そういうもの。

【会長】

確かに民営化のときなんかは、これに入って、さらにプラスだと多分2点がつくようになる項目になると思うので。一応そこら辺が、また整理をしていただきたいと思います。

すみません。私のほうからすごく些末なことなんですけど、確認と提案という項目があって、例えば、3の保育内容等に関する事項と、4の職員体制に関する事項というようなところにご提案の分があるんですけど、それぞれ2項目と1項目なんですけど、5番のところにも施設整備計画に関する事項のところにも2項目ほどあるんですけど、どうなんでしょう。これ単なる見た目というか、つけるときのことなんですけど、上の3番、4番は一番下のところにまとまって提案事項ということがありますので、何かその5番のところも、もし可能であれば、下のほうにまとめて、提案事項は下の項目というか、後半部分にというのはいかがでしょうかと思ったりしたんですけど、いかがでしょうか。

【委員】

見やすいですね、見た感じもね。確認する分と。

【事務局】

はい、そのように。

【会長】

確認と提案というのを、こうちょっと明確になったほうがいいかなという気がして。

【委員】

すみません。項目の7番なんですけれども、このあたり次回確認したほうがいいのかもしれませんが、市の待機児童対策を踏まえてとあるのは、我々はその待機児童対策として、例えば定員ですので、1歳児が多いほうが点数をつけたほうがいいのか、2歳児が多いほうが点数をつけたほうがいいのかっていうのは、次のときに大体こんな市の方針がこうですということによってもらえるのかということなんです。市としてこういう定員を1歳と2歳に振り分けている、こっちのほうが点数が高くなりますよということによっていただけるということでもいいんですかね。

【事務局】

そうですね。そこは。

【委員】

どっちが、2点をどうつけるんだろうかというのをちょっと思ってしまった。でも、極端に2歳しかないとか、1歳しかないとかは何となくわかりますけど、何かどっちのほうが多いほうがっていうのが市の待機児童対策。でも、そんなにアンバランスやったら、よくないような気がしますし。

【事務局】

この募集要項では、1、2歳児を対象に19人を基本としという形にはしていますが、施設の運営上とか、設計する中で、ちょっと他のスペースがあって、例えば、保育室が十分にとれないから12人しかできないんですっていうような提案が、もしあったとしたら、19人できるほうが待機児童対策にということにはなってくるのかなと。

【委員】

1歳児、2歳児のバランスでなくて、19人っていうところで、それより下回ってしまうかどうかというところで判断したらいいですか。

【事務局】

ということも。そうですね。募集要項上は、必ず19人であることという書き方にはなってませんので。

【委員】

19人だったら1点。

【委員】

2点ですね、最大が。

【委員】

19人だったら2点。最大19人だったら2点で、それ以下で1点、0点と考えたらいいという感じですね。

【事務局】

そうですね。

【会長】

いかがでしょうか。

【委員】

さっき会長言われた、この施設整備の計画の順番ですけど、これはもう変わるんですね。

【事務局】

そうですね。そのように、修正をさせていただきます。

【委員】

それだったら 27 番が一番下でいったら体裁が合うんですかね。4 番の（3）と（4）のところで、いいですね。

【事務局】

27 を 29 の次で。

【委員】

（4）が先に始まるわけですね。この順番からいくと。

【事務局】

ああ、なるほど。

【委員】

それだけのことで。

【事務局】

審査の仕方という、そのほうがしやすいですね。

【委員】

そうですね。

【事務局】

はい、そういう形で修正をさせていただきます。

【会長】

一応、その順番、一旦検討をしていただくような形になると思いますが、一応提案の部分は最後にまとめていただけたらと。

【委員】

すみません。

【会長】

はい、どうぞ。

【委員】

定員の数、人数なんですけど、19名を上回ってでもしてくださるところがいいのか、18名でゆったりしてくださるところのほうがいいのかっていうのは。済みません。

【事務局】

小規模保育所の場合、定員19名っていうのが上限になるんです。

【委員】

上限があるんですか。

【事務局】

はい。小規模保育事業という、そのものの上限が19名になりますので、はい。

【事務局】

小規模保育事業は、この要項の中には1、2歳と書いてるんですが、実は0歳の受け入れも、小規模保育事業ではできるという部分があります。ここで1、2歳と書いているのは、1、2歳の子供さんの待機が非常に多いという部分がありますので、1、2歳を対象に19人を基本という言い方にしてるんですが、その上で、最終的に市と協議して、認可の際にはその定員でというところがあるんですけども、ちょっとここは1つ考え方で、19人という定員枠、定員はもう19人以上できないんで、それを超えてはできないんですが、弾力運用という、定員をもう少し上回って受け入れることは可能にはなっています。それが3人ほどプラスして22人まで受け入れられるんですけども、子どもさんの側に立ったときに、お話の中でも出ましたが、ゆったりした環境がいいのかどうか。ただ、市としては待機児童対策で、少しでも待つている方に入っていたいただきたいという部分で、多く受け入れていただきたいという部分もありまして、そこはなかなか兼ね合いが難しいところではあるんですが、そういったところをちょっと。数字がこう並んできた中で、またプレゼンテーションとかの中でも考えなども聞いていただいて、最終評価していただけたらとは思っております。

【会長】

そうですね。今お話しいただいたように、まず、市としては多分19というのは欲しいというところがあると思いますし、その中で、それを維持しつつ、この環境の中でどれだけいいご提案をしていただけるかというのが、また、プレゼンテーションで教えていただけて、私たちが評価をする部分かなというふうに思います。そのような感じですね。

【事務局】

そうですね。

【委員】

はい、わかりました。

【委員】

すみません。今現在、市としてはその 19 人で山田分室跡のスペースというのは、ちょうどいいと考えられているんですか。それとも 20 人ぐらいまでやったらいけるんじゃないかとか。

【事務局】

スペース的にはね、19 人で十分。単純に子どもさんに必要な面積だけ見ると十分なんですけど、ただ、それに付随する設備っていうのがいろいろありまして、もちろん職員さんのスペースも要りますし、水回りですとか、トイレ関係、そういった設備も入ってきますので、それをこの枠の中でとったときに、じゃあ、子供さんの部屋だけでどれだけのスペースがとれるのかというのが出てきますんでね。ですから、もうそれでいうと、19 人ぎりぎりになるかもしれませんし、少し余裕が出るかもしれませんし、この全体の設計の中で決まってくる部分もありますので、なかなかそこを決め切るといのはちょっと難しいところもありますね。

【委員】

これは幼児 1 人当たり何㎡とか、そういう基準みたいなものがあるんですか。

【事務局】

はい、あります。1 歳だと 3.3 ㎡以上、2 歳だと 1.98 ㎡以上っていう基準がありますので、そこから考えて、何人がとれるかというふうな話になってくるんですけども。

【委員】

3.3 ㎡、畳 2 枚分、1 坪分ですね。畳 2 枚ぐらいのスペースが要るんですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

今、審査基準、いいですか。ちょっと遑ってになるんですけど、申しわけないです。一点だけいいですか。

いわゆるスケジュールがわかったんですけど、この様式 5 の整備計画書っていうたら、改修内容について。それから、資金計画ってなったら、資金の調達方法とかそういうものを書かないかん。結局、専門家というか、そういう人のお手伝いをいただいて、場合によったら、相手先へ打診したり、銀行とか。そういうことを、通常こういうものを書こうと思ったらして、ある程度固まったものを書くという形になるんですけど、このスケジュールでいくと、もうこのあたりは、腹づもりを書いてもらうという程度のことしか求められないっていうか、ざっと書いてあったら、もうそれで大体構想がわかったら、ここはあんまりうるさいこと言わないという、そんな感じでいいんですか。この日程で。

【事務局】

整備計画につきましては、基本的には、ここを応募するというお考えになりましたら、多分、設計士さんなんかを頼んでいただいて、ある程度図面なんかもひいていただくようなところまではしていただきたいとは思ってます。あと、資金計画の。

【委員】

でも、応募書類配付して3日で、5日現地説明。書類の受け付け、そうか。書類の受け付けまでは、まだ時間、日はあるのか。

【事務局】

はい、そうです。

その現地説明会のときに、現状の施設の図面であるとか、そういう設計をしていただくにあたっての参考資料的なものは、市から提供できるものはお渡ししようかなと思っています。

【委員】

そうですね。ここには設計にかかわるような人も一緒に行って、見てもろてというところまでは最低手を打たんと、素人が図面書けるわけじゃないですからね。となると、もうその保育園、園長会とかなんとかいうところで、もう最低限しっかりと許される範囲で説明してあげるというのも親切心というか、必要最小限だと思います。

【委員】

見学の後に、もう一回見たいと言われたときに、対応はできるんですか。

【事務局】

それは見学会来られて、その後設計するのにやっぱり現地をっていうのはあると思いますので、そこは子育て事業課のほうに連絡いただければ、調整は可能です。

【会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、選定基準（案）について、幾つかご意見、ご提案もあったと思いますので、それを整理していただいて、また、次回ご提示いただけたらと思います。今お話もあったように、なかなかタイトなスケジュールの中での募集っていうところになりますので、先ほどのちょっと出た園長会のところでのできる限りのご説明、ご対応をやっていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に選定方法についてに入りたいと思います。ご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、選定方法についてご説明いたします。資料9「選定審査の手順について（案）」をご覧ください。

選考審査の手順としましては、大きく4つの段階に分けております。

1つ目が、書類審査。2つ目が、プレゼンテーション。3つ目が、運営法人の選定。最後に、4番目に、報告書にまとめていただくという段階になります。

それでは、資料9の一番上、1つ目の書類審査の欄をご覧ください。

まず、「提出書類」の説明ですけども、これは応募のあった法人の提出書類について、事務局から内容の説明を、大まかにさせていただきます

次の段階としまして、書類審査の仮審査ということになります。各法人の提出書類を「選定基準」に基づき「選定審査表」（仮審査用）という書類をご用意させていただきますので、そちらに採点をして、各

委員に記入をしていただきます。採点の途中で、不明な点等がございましたら、適宜ご質問をいただきましたら、専門分野の委員や事務局から意見や見解を述べさせていただきたいと思っております。

一旦、各委員の採点が終わりましたら、選考審査集計表（仮集計）という段階になります。各委員の採点を、事務局が名前を伏せた状態で仮集計をしまして、委員の皆様へ配付をさせていただきます。

一例としまして、資料9の2枚目をご覧くださいでしょうか。

仮集計表の例ですけれども、表の右上に、A、B、C、D、Eとアルファベットをふっておりますが、これが5名の委員を表しております。また、この例では、甲、乙という2つの法人から応募があったと仮定しまして、各委員の採点をした点数を集約したものとなっております。表の一番右には、採点の集計結果の合計を設けております。採点する項目数が多いため、総合計は2ページ目の一番下に出ております。採点内容につきましては、後ほど、また説明させていただきますので、今は、仮集計表の段階で、こういった書類に集計をするというイメージとして見ていただければと思います。

皆様には、このような集計表をもとに、疑問点やお気づきの点などがありましたら、委員同士で意見交換を行っていただき、その段階で必要があれば、ご自身の点数を修正いただくといったことも可能となっております。

それでは、資料9の1枚目にお戻りください。

続いて、2番のプレゼンテーションについてですが、まず、法人にプレゼンテーションを行っていただき、その後、質疑応答の時間を設ける予定としております。その後、法人が退室した後に、プレゼンテーションの項目について、「選定審査表」（仮審査用）に採点をいただきますが、プレゼンテーションの中で、書類審査のときに確認できなかったことや、質疑応答の中で評価が変わったということがあれば、その点についても合わせて修正をしていただければと思います。プレゼンテーションの後は、再度、書類審査のときと同様に、事務局で仮集計をさせていただきます。その結果をもとに、各委員の皆様で再度意見交換をしていただき、その後、3番の運営法人の選定の段階に移ってまいります。3の運営法人の選定の段階では、法人の最終選定ということで、「選定審査表」（本審査用）という書類をご用意いたします。そちらに最終的な採点をしていただき、事務局で選定の集計を行います。仮審査での選定審査集計表と同様に、本審査の結果を集計表にまとめたものを事務局で作成しますので、それを各委員に配付を行います。

その結果をもとに法人を決定するわけですが、その方法として、「選定審査集計表」に基づき、以下の3つの条件を満たしていることを条件に法人を決定します。

この3つの条件ですけれども、資料9の3番のところの中ほどですけれども、①としまして、基準点合計125点以上を満たしていること。これは、先ほどの資料8の説明のときに申しましたけれども、確認事項を全て満たしていて、提案事項がない場合、全て基準点であった場合は25点と申しましたけれども、その25点で掛ける委員5人の合計点が基準点合計125点となります。これを満たしているのが一点と、②としまして、各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人であること。ここでは、例として、2法人の応募があり、ケース1と書いてある部分ですけれども、甲法人が270点、乙法人が250点といった場合があったとしますと、この場合は、甲法人の総合計が高いということになります。

③としまして、委員ごとの総合計を比較し、最も多くの委員の合計点が最も高い法人。このケース1の場合でしたら、「甲法人」を選んだ場合ということになります。ケース1の場合でしたら、甲法人の合計が270点、乙法人の合計が250点ということですが、5人の委員のうち、甲法人に一番高い点数をつけた委員が3人。乙法人のほうが高い点数をつけた委員が2人おられたという場合、総合計も甲が高くて、選んだ委員数も一番多いということになります。ケース2の場合でしたら、3法人、甲、乙、丙という3法人からの応募があり、甲法人が合計270点、乙法人が250点、丙法人が240点とある中で、甲法人に一

番高い点数をつけた委員が3人おられるという場合ですが、こういったケース1、ケース2という場合でしたら、「甲法人」が選定をされるという形になります。ただし、委員の中で甲乙とも同点の委員っていうのも中にはおられる可能性もありますので、合計点が同点となった委員がいる場合には、この場合は、②番の条件に照らしまして、各委員の合計点が最も高い甲法人をその委員は選んだという数に含めさせていただきたいと思います。また、例えば、万一なんですけども、1名の委員が採点を欠席して、2人对2人で甲乙となったような場合につきましても、合計点が最も高い、この場合は「甲法人」を選んだものというふうにみなしたいと思います。

なぜ、こういった複雑な手順を行うかといいますと、この資料の2ページ目をもう一度見ていただきたいんですけども、この資料の中では、先ほど申しましたように、例として、2法人、甲乙という2法人からの応募があった場合で、5人の委員で採点をした結果という形になるんですけども、この裏面の一番下をご覧くださいませでしょうか。一番右下の隅に5人の委員の合計点の集計が書かれております。甲法人が207点で、乙法人が221点というのが5人の委員の合計点になるんですけども、それぞれの委員の点数の内訳を見ますと、A、B、C、Dの4人の委員が甲のほうに丸がついてるかと思えます。あと、最後、E委員が甲が0点、乙が55点という形で、乙法人を選ばれてると。こういう例でしたら、総合計としては221点で乙法人が高いんですけども、甲を選んでは委員が4人、乙を選んでは委員が1人ということで、この場合は、3番の③の基準を満たしていないということになってくるということです。E委員1人がこのように甲法人に0点、乙法人に55点というような極端な採点を行えば、各委員の採点の総合計による順位が1人の委員の採点に左右されるということがあり得るということを示しているというもので、実際には、意図的にこのようなことが起こるということはないというふうには思っておりますが、評価目線に極端にばらつきがあった場合も、ちょっと同じようなことが起こるということが考えられますので、こういった形で法人を決定するということは避けたいというふうには思っております。意見交換などを通して、委員の皆様の採点の一定目線合わせをしていただきたいというふうには考えております。

資料9、1枚目の審査手順のほうへお戻りください。

そのため、仮審査後の意見交換の段階などで、このようなことが起こらないように、委員の皆様で意見交換を行っていただき、採点基準などの認識を共有していただければと考えておりまして、そういうことから、実際には、本審査の段階では、ほとんどの場合、この3つの条件を満たすことになるというふうには考えております。あくまで、万一の場合に備えて、こういった方法をご提案させていただいてるということでございます。

そして、最後の4番、報告書の段階ですが、決定した内容について、審査結果や附帯意見を報告書にまとめ、市長に答申として提出をいただくということになります。

以上で、選定方法についてのご説明を終わらせていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございました。審査方法についてちょっと複雑な部分もありますが、今お話があったように、ちょっと危惧される部分もあり、円滑な審議をしていただくということもあります。何かこの点についてご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

【委員】

よろしいですか。これ後のスケジュールとも関連してくると思うんですけど、これは2日、3日に分けてやるのか、1日でやるのか、書類審査はどこ、自宅でやるのか、ここでやるのかっていうところはいかがですか。

【事務局】

基本的には、書類審査からプレゼンテーションまで1日でやっていただくということを想定をしているんですけども、プレゼンの関係とかは、やはり応募法人の数によって変わってくることはあると思います。ただ、現時点では、ちょっと正直なところ、3法人も4法人も応募があるという可能性は少ないのかなと思っておりまして、1ないし2法人であれば、書類審査からプレゼンテーションまでを1日で行っていきたいなどは考えております。

【委員】

書類審査もここで書類を見ながら、説明を受けながらやると。

【事務局】

そうですね。

【委員】

家でやってくるわけではないということですね。ほかの他市なんかで割と、家でやるということがありますが、枚方はそうじゃないという。

【事務局】

そうですね。

【委員】

これは大体書類審査に、例えば2法人あったとして、何時間ぐらいを想定されておられますか。というのは、1日仕事なのか半日で終わるのかということ。

【事務局】

過去、さっきもでました民営化なんかのケースでも同様の手法をとってまして、その分でも、実際ちょっと運営の中で短めをお願いすることはあるんですけど、当初は書類審査で1時間ぐらいというふうには見えますが、今回の分については評価項目が半分強ぐらい、ちょっと少な目にはなってますので、1法人当たり書類審査のほうで恐らく30分ないし40分程度で見えていただけるかなというふうには想定はしております。

【委員】

それをした後にプレゼンがある。

【事務局】

はい。

【委員】

時間。プレゼンは30分ぐらいでしたか。

【事務局】

そうですね。大体、これも過去の例でいきますと、プレゼン時間が15分で、その後30分程度質疑応答ということにはなるんですけども。プレゼンも10分程度でもできるかなというふうには思うんですが、大体それぐらいの時間で。

【委員】

ということは、大体半日。午後半日という感じのイメージ。

【事務局】

そうですね。一、二法人ぐらいですと、まあ半日でというふうな。

【委員】

要するに、1日で全部済ませてしまうという案というか、腹づもりということですか。

【事務局】

想定は、事務局のほうではそのように思っています。

【委員】

これを1日でやる。

【事務局】

はい。そうです。

最後の報告書については、事務局で一定案はつくらせていただきまして、確認をしていただくということになります。3番の法人の決定のところまでは。

【委員】

ああ、そうですか。

【会長】

応募される法人数によってもちょっと変わってくるとは思いますが、今、事務局さんの1つの目安としては、一、二法人であればというようなイメージです。それ以上になってくると、またね。ちょっとわからないですけど、実際、ふたを開けてみないとわからない部分もあるので。

【事務局】

まあ一定、現地説明をさせていただくときに、来られた法人がそのまま応募されるということになりますので、マックスの数は、現地説明会ときには、一定わかるのかなとは思いますが、

【会長】

審査のところでもちょっと複雑な部分はあるかもしれませんが、何回かこう確認をしつつ、あるいは、委員同士で確認をし、また、調整をしながら進めていけるというようなイメージでよろしいでしょうか。

では、案件2については、おおむね事務局案で了承されたかと思えます。選定基準と選定方法は事務局案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、選定にかかわること等で、その他何かありますでしょうか。

【事務局】

はい。事務局から、1点ご提案がございます。次回の第2回審査会で選定を行っていただく際に、公平性の観点から、もし、委員の中で応募法人の代表者や理事の血縁の方、または、その法人が運営している保育園の関係者などが、もしおられる場合は、利害関係者となりますので、お申し出をいただき、審査をご辞退いただくということが適当ではないかと考えております。

この点につきましては、そういう方がおられるかどうかはまだわかりませんが、公募に先駆けて、ご確認をいただく必要があるのではないかと考えますので、ご提案させていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から提案がありましたが、現時点では、まだ、どの法人から応募があるか、わからない状態ですので、公募前に、公平性の観点から、事務局からの説明のあった事態が生じた場合の対応を、はっきりさせておくということですが、皆様、事務局の説明どおりで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【会長】

ありがとうございます。それでは、そのようなことが生じるかは、現時点ではわかりませんが、まずは、応募法人の関係の方につきましては、採点をご辞退いただくということで、お願いをいたします。

以上で、選定方法については、おおむね、事務局案で了承されたかと思えます。その他何かございますでしょうか。

それでは、事務局から法人決定までの「今後のスケジュール（案）」について報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、法人決定までのスケジュールについて、ご説明いたします。

資料10の今後のスケジュール（案）をご覧ください。

今後、募集要項等の最終調整を行いまして、9月28日から応募書類の配付を開始し、10月24日に応募申請を締め切ります。その後、速やかに第2回選定審査会を開催し、審査を行っていただきたいと考えております。想定としてですが、10月29日ということでお示しをさせていただいておりますが、できましたら、この場で各委員の日程をご確認させていただきまして、日程が合わない場合には、真に恐縮ですが、この前後で、場合によりましては土日等も含めて会議の日程調整をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

はい。では一旦、ここで会議を中断をして、スケジュールの調整をさせていただこうと思えます。よろしくお願いいたします。

(会議中断)

【会長】

それでは、会議を再開をしたいと思います。

今第2回目のスケジュールも決まりましたが、事務局からスケジュールを含めご確認いただければと思います。

【事務局】

それでは、第2回の選定審査会につきましては、11月2日金曜日午後1時から開催させていただきまして、はじめに、選定審査の手順を再度ご確認いただいた後、書類審査から法人の選定までを行っていただきます。当日の所要時間につきましては、応募法人数によりプレゼンの時間数等も含めて変わってきますが、10月3日の現地説明会の申し込み状況により、おおむねの見込みはつかめるかと思っておりますので、説明会の申し込み法人数につきましては、各委員にも情報提供をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

はい、ありがとうございました。今、事務局から今後のスケジュールについてのご説明がありました。委員の皆様、大変だとは思いますが、よろしくお願いいたします。協力しながら、次回の審査を行ってきたいと思っております。

それでは、これで本日の案件は全て終了したかと思っております。以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。